

平成21年度

分散型新エネルギー大量導入促進システム安定対策事業費補助金

公募要領

平成21年4月

経済産業省

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部

電力基盤整備課

平成21年4月15日  
経済産業省  
電力基盤整備課

平成21年度分散型新エネルギー大量導入促進システム安定対策事業費補助金  
に係る補助事業者の募集について

## 1. 事業概要

### 1-1. 背景及び目的

太陽光発電は、再生可能エネルギーの中でも特に潜在的な導入可能性が多く、エネルギー自給率の低い我が国にとっても、国産エネルギーとして重要な位置付けであります。

政府の「低炭素社会づくり行動計画」（平成20年7月閣議決定）において、太陽光発電の導入量を2020年に現状の10倍、2030年に40倍にする目標が掲げられるとともに、「安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月政府・与党とりまとめ）」においても、低炭素社会実現に向けた新エネ技術の抜本的導入のための具体的施策として、家庭・企業・公共施設等への太陽光発電の導入拡大が位置付けられたところであります。

太陽光発電が電力系統に大量に連系された場合、太陽光発電の出力変動により、電力系統の周波数が変動する、また電圧が上昇するなどの系統の不安定化が発生し、これへの対応として適切な電源運用が必要となるなど、様々な影響が懸念されます。その一方で、地域によって天候が異なる場合が多いため、広域的な視点で見れば出力変動による電力系統への影響が緩和される可能性もあります。

従って、電力系統の安定化対策を効率的に実施していくためには、大量導入時の電力系統への影響を慎重に見極めていく必要があります。

このような状況を踏まえ、経済産業省では、太陽光発電の大量導入に向け、電力系統への影響を評価するための検討を実施してまいります。

### 1-2. 事業内容

#### (1) 補助対象事業

太陽光発電の大量導入による電力系統への影響を見極めるため、全国100カ所以上で太陽光発電出力や日射量データ等を収集し、太陽光発電の出力変動幅や広域的視点でみた出力の平滑化効果を分析します。あわせて、太陽光発電の総出力量を推定するための基盤データについても取得します。実施概要は以下の通りです。

#### ① 全国での太陽光発電出力、全天日射量、気温等の基礎データの収集

電力系統への影響を評価するための基礎データとして、太陽光発電出力、全天日射量、気温等を収集する。実施条件は以下の通りとする。

(条件 1) データ収集箇所は、太陽光発電出力データについては、全国で 100 箇所程度、また全天日射量データは全国で 300 箇所程度を目安とし、全天日射量の測定全箇所にて気温データを収集する。

(条件 2) 電力系統への影響を評価するため、データ収集箇所は可能な限り分散させるものとする。

(条件 3) 測定データは時刻同期をとるものとする。

## ②太陽光発電の出力変動幅および平滑化効果の評価

①で収集したデータを用い、太陽光発電出力の変動量、及び広域的視点でみた平滑化効果を分析し、電力系統へ与える影響を評価する。

## (2) 補助対象事業者

次の要件を全て満たしている単独ないし複数の本邦の企業・団体とします。

①太陽光発電の大量導入による電力系統への影響を評価する能力を有し、かつ事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。

②当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有すること。

## (3) 補助対象費用

補助の対象となる費用は、設備費（機械装置費、土木・建築工事費）、外注費、一般管理費の範囲とします。

## (4) 補助率及び補助金の額

①補助率は、1/2とします。

②補助金の額

平成21年度の年間の補助金の規模は、300,000千円を上限とします。

## (5) 補助事業期間

補助事業期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間とします。

## 2. 予算

### (1) 事業規模

平成21年度予算における事業規模	300,000千円
平成21年度から平成23年度の3年間の事業総額（予定）	900,000千円

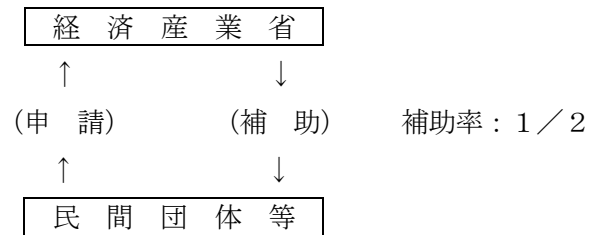
### (2) 採択予定件数

1件を予定しています。

なお、補助金は審査の結果及び国の予算の変更等により申請額から減額して交付するこ

とがあります。

### 3. 事業スキーム図



### 4. 事業の公募について

#### (1) 公募期間

公募の期間は、平成21年4月15日（水）～平成21年5月15日（金）17:00（必着）までとします。

（郵送・持参の場合ともに、応募書類は、土曜祝日を除く執務時間（9:30～17:00）にて提出を行って下さい。）

#### (2) 提出書類

補助金の交付を希望する事業者は、公募期間内に以下の書類①及び②をそれぞれの必要部数、(3)の提出先に提出して下さい。

期限までに到着しなかった申請書は、いかなる理由であろうとも無効となります。また、申請書類に不備等がある場合も審査対象とはなりませんので、記入要領を確認の上、注意して記入して下さい。

#### ①補助事業提案書

- ・申請者概要書（様式1） <3部>
- ・事業実施計画書（様式2） <正1部、副2部、計3部>
- ・共同申請者概要書（様式3） <3部>（複数で提案する場合に限る。）

#### ②添付書類

- ・直近、過去3年分の事業報告書及び収支決算書（3年分ない場合、1年分でも良い） <1部>
- ・申請者が法人の場合、定款を提出のこと。 <1部>

#### (3) 提出先

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号  
経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課  
「分散型新エネルギー大量導入促進系統安定対策事業」担当あて  
電 話 03-3501-2503  
FAX 03-3580-8591

(4) 補助事業者の決定方法

提出された提案書は、「5. 審査について」に記載の方法により審査を行い、補助事業者を決定します。

(5) 採択

採択結果については、書面により通知します。採択された後、別に定める補助金交付要綱の規定に基づき、補助金交付申請書を提出して頂くこととなります。

## 5. 審査について

(1) 審査

審査は、原則として補助事業提案書及び添付書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料を求める場合があります。

なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じないこととしています。

(2) 審査の観点

提案書の審査は、下記の観点で相対的に評価します。

- ・本補助事業を遂行するために必要な知見、実施体制及び管理体制を有しているか。
- ・本補助事業の実施体制、実施スケジュール、予算額等は明確となっており、かつ効率的なものか。
- ・提案内容は、補助事業の要件を踏まえた具体性のあるものか。
- ・提案内容は、効率性かつ経済性に優れているか。